

# 緊急開催!! 皆様お見逃しなく!!

## 改正「公益通報者保護法」 その対応と手続

- ★日 時： 令和4年4月20日(水) 14:00~15:30
- ★講 師： 消費者庁 政策企画専門官 金山 貴昭 氏
- ★会 場： 仏教伝道センタービル 7階「見」(港区芝4-3-14)
- ★参加費： 無 料
- ★定 員： 会場参加※ … 先着36名  
オンライン聴講 … 先着100名 (Zoom使用)

※ 会場では 新型コロナウイルス感染予防のため、受講者同士の距離を確保いたしますが、ご来場の際は マスクの着用をお願いいたします。

2020(令和2)年に成立した「改正公益通報者保護法」が本年6月1日、いよいよ施行されます。

それに先立ち所管する消費者庁から担当官の金山貴昭氏をお招きし、本法の趣旨と現況、改正のポイントと留意点、また具体的な対応等についてご説明いただきます。

本改正の主なポイントは 次の3つです。

- ① 公益通報窓口の設置など体制整備の義務化(一定規模以上の法人)
- ② 通報者の保護強化
- ③ 保護対象や通報先の拡大等

①は300名を超える事業所は必須で、中小規模では努力義務ですが、②は規模の大小にかかわらず一定の情報漏えい禁止・違反者への罰則が適用され、③では公益情報、行政機関や報道機関等への通報、通報者の範囲がそれぞれ拡大されます。

これらについて、各種ハラスメントへの対応や個人情報保護などの観点から諸規程類の整備まで法人のコンプライアンス、ガバナンス上どのような心構えで、どのような対応および手続をとればよいのか、お悩みの公益法人・一般法人関係者も多いことと思われます。

今回、オンラインでの聴講も承り、また質疑応答の時間もご用意します。皆さまのご参加をお待ち申し上げます。

### <プログラム>

- 14:00 開会挨拶
- 14:05 「改正 公益通報者保護法—その対応と手続—」(説明)
- 15:05 質疑応答

(公財) 公益法人協会事務局 行

申込日 月 日



FAX 03-3945-1267

E-mail [sympo@kohokyo.or.jp](mailto:sympo@kohokyo.or.jp)**《説明会 参加申込用紙》**

▼お名前、ご連絡先等をご記入ください。

右欄どちらかに○をお願いします。

会場参加

オンライン聴講  
(Zoom)

ふりがな			
団体名			
部署・役職名	お名前(ふりがな)	E-mail	
連絡先	〒		
	TEL :	FAX :	
	※ご提供いただきました個人情報は、本セミナーの実施以外には利用しません。		

▼ご参加希望の方は FAX 又は添付メールにてお申込みください。事務局にて受付後、確認のメールをお送りいたします。  
また、オンライン聴講の方には後日、Zoom 招待メールを差し上げます。

